

議案第 82 号

前橋市特別業務地区建築条例の改正について

平成 28 年 6 月 14 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市特別業務地区建築条例の一部を改正する条例

前橋市特別業務地区建築条例（平成 3 年前橋市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号を次のように改める。

- (5) 老人ホーム、保育所その他これらに類するもの（事業所内保育事業を行う施設（主として従業員の監護する子どもに保育を提供するものに限る。）を除く。）

第 7 条ただし書を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

